

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 33名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員   | 17番 捧 譽 委員     |
| 18番 内 山 清 委員   | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員   |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |
| 28番 渡 邊 勝 夫 委員 | 29番 熊 倉 睦 委員   |

30番 原田 勝 委員      31番 小林 茂 宏 委員  
32番 坂井 浩 行 委員      33番 横山 一 雄 委員  
34番 廣川 哲 也 委員

欠席委員      1名

14番 羽生 俊 昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清 水	学
経営基盤係副参事	渡 辺	正 美
経営基盤係主任	長谷川	義 隆
経営基盤係 一般任用主事	左 居	香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時42分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、8月の総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。15番、刈屋一夫委員、23番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は新規設定1件、面積5,938㎡であります。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

20番は、飯田地内の農地2筆、5,938㎡を相対で新規に利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結

果を報告を願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、8月24日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時40分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、利用権新規設定1件、合計件数1件、面積5,938㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、4番、藤田吉則委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時43分 4番藤田吉則委員、27番内山敏雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積4万8,961㎡であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。23番は、栗林地内の農地4筆、3,963㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

24番は、中浦地内の農地23筆、1万1,810㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

25番は、柳川新田地内の農地2筆、644㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

26番は、柳沢地内の農地1筆、49㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

27番は、岩淵地内の農地25筆、3万2,495㎡を譲り渡し人が世帯内で使用貸借権の設定を行うものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積4万8,961㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

(午前9時48分 4番藤田吉則委員、27番内山敏雄委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

6ページをご覧願います。今月の申請は4件で、合計面積1,368.16㎡であります。

5ページにお戻りをお願いいたします。3番は、須戸新田地内の農地1筆、442㎡を売買により取得し、駐車場12台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、旭小学校南東900m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の25番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

4番は、柳場新田地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、旭小学校南東300m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の26番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

5番は、大島地内の農地1筆、495㎡を売買により取得し、アパート1棟及び駐車場9台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、大島中学校北東200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の27番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

6ページをお願いいたします。6番は、北潟地内の農地6筆、101.16㎡を売買により取得し、露天薪置き場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、大面小学校東側500m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の28番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願ひます。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積1,368.16㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願ひます。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

7ページをご覧願ひます。今月の申請は1件で、面積236㎡であります。

4番は、南四日町2丁目地内の農地1筆、236㎡を貸駐車場10台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、嵐南小学校南西350m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積236㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号を議題といたしますが、議第5号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしく願います。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く）

議長（村山会長代理）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

なお、6番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

（午前9時55分 6番野崎文夫委員退席）

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』のご説明をさせていただく前に10ページ、11ページをご覧いただきたいと思いますが、申請番号36番が両ページにまたがり、大変見にくくなっておりました。今後このようなことのないよう、見やすい議案の作成に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、改めまして議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

11ページをご覧願います。今月の申請は13件で、合計面積2万1,612.09㎡であります。

8ページにお戻りをお願いいたします。25番、26番、27番、28番は、先ほどご審議いただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番、4番、5番、6番でそれぞれご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。29番は、林町2丁目地内の農地1筆、906㎡を売買により取得し、宅地造成3区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署東側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、東裏館3丁目地内の農地2筆、1,994㎡を売買により取得し、宅地造成8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校北東100m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

31番は、南新保地内の農地2筆、809㎡を売買により取得し、宅地造成4区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、嵐南小学校東側350m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

32番は、曲渕3丁目地内の農地11筆、2,834.93㎡を売買により取得し、宅地造成12区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北西500m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10ページをお願いいたします。33番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、99㎡を売買により取得し、北側既存宅地42.52㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎小学校北側500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、本年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。五明地内の農地4筆、3,150㎡を売買により取得し、従業員駐車場106台及び通路、緑地の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市総合福祉センター南東200m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

35番は、諏訪1丁目地内の農地1筆、998㎡を売買により取得し、宅地造成5区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北東700m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

36番は、岡野新田地内の農地1筆、264㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、栄スマートインターチェンジ北東250m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、猪子場新田地内の農地10筆、9,189㎡を売買により取得し、工場1棟、駐車場126台及び通路、調整池の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点西側300m付近で、業務施設が連たんする農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積2万1,612.09㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、34番及び37番を除き県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認め、25番から33番及び35番の案件、合計11件については許可することとし、34番及び37番の案件、合計2件については、県農業会

議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

退席委員の着席をお願いします。

(午前10時05分 6番野崎文夫委員着席)

議長(村山会長代理)

退席された委員に報告します。

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、調査部会長の調査結果の報告のとおり25番から33番及び35番の案件については許可することとし、34番及び37番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可することに決しました。

以上です。

それでは、議長を交代します。

(会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く)

議長(野崎会長)

どうもありがとうございました。

続きまして、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

12ページをご覧ください。今月ご協議をお願いする案件は2件で、合計面積617.52㎡であります。

2番は、上野原地内ほかの農地計2筆、158㎡について、耕作放棄地により周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとします。

3番は、曲谷地内の農地4筆、459.52㎡について、耕作放棄地により周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとします。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長(12番大竹正信委員)

議第6号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数2件、面積617.52㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、

農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月25日午前9時から厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日を予定しております。

なお、29日は総会終了後、県農業会議の谷川業務推進部長を講師に、相続税等の納税猶予制度について研修会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（15番）

---

議事録署名委員（23番）

---